

キルギス共和国における国家語と公用語

— 2009年～2023年の言語法を中心として —

State and Official Languages of Kyrgyzstan: An Analysis of Language Laws from 2009 to 2023

小田桐 奈 美
Nami Odagiri

This study examines the characteristics of language policy in Kyrgyzstan from 2009 to 2023, focusing on the state and official languages. This analysis primarily focuses on the study of language laws. The research questions are as follows: (1) Has there been any change in the conception of the state language (e.g., definition and functions of the state language and the spheres of its use)? (2) Has there been any alteration in the differentiation between the domains in which the state and official languages operate? (3) Considering the evolution of language policy since 1989, what are the distinguishing characteristics of the post-2009 amendments to language laws and the 2023 State Language Law? The following conclusions are drawn for each inquiry: (1) The notion of a state language remains unchanged. The current language policy focuses on implementing and solidifying the concept developed before 2009. (2) Official bilingualism is upheld in various domains; however, there is a growing emphasis on the dominance of the state language. (3) The characteristics include specification of the domains in which the state language is utilized and the expansion of the obligation to learn it; emphasis on linguistic aspects (compliance with the standards of the formal Kyrgyz language); and authorization of specific institutions involved in language policy.

キーワード

state language, official language, language law, Kyrgyzstan, post-Soviet states

1. はじめに

2022年のロシア軍によるウクライナ侵攻以降、旧ソ連地域の言語事情、とりわけソ連時代を通して当該地域に広く普及したロシア語の現状や、それに対する各共和国の基幹民族の言語（国家語）の動向に注目が集まっている。このテーマはかねてよりソ連崩壊後の国家建設との関連

で重要であったが、2022年以降の急激な国際情勢の変化を受け、さらに注目されることとなった。

本稿が対象とするのは、中央アジアのキルギス（クルグズ）共和国である。ソ連崩壊後の言語政策の展開や、各共和国の国家語およびロシア語の現状は、各旧ソ連諸国で異なっているが、キルギス共和国はベラルーシやカザフスタンと並び、特にロシア語が維持されてきた国の一つである。同国では憲法および公用語法によって、ロシア語が公用語として定められている。

キルギス共和国の言語政策を論じる小田桐（2015）に基づく、同国の言語政策の特徴として、以下のとおり要約することができる。まず、国家語も公用語も、その地位は憲法および言語法で規定されており、（1）国家・社会活動のあらゆる領域で用いられる言語、（2）民族間交流のための言語、（3）対外関係のための言語として位置づけられている。ただし、あくまで国家語が上位であることが強調され、両言語の間にはヒエラルキーがある。また、国家語が国家体制の主要な基盤・象徴として位置づけられる一方、公用語はそうでない点も異なる。このように、同国では国家語の絶対的優位のもとでの公的な二言語主義が成立している。だが、小田桐（2015）はキルギス語が国家語として定められた1989年から、国家語制定20周年を迎える2009年までを主に対象にしたもので、それ以降の時代については明らかになっていない。実際、2009年以降には複数回にわたる言語法の改正があり、また2023年には新国家語法が成立しており、何らかの重要な変化が生じていることが考えられる。

2009年以降も対象にする研究 Mambetaliev（2023）は、独立以降のキルギス共和国で実施されてきた言語政策の特徴を、1993年～2010年は「二言語主義的」、そして2010年～2021年は「あいまいな言語政策」とまとめている。だが、これは主に憲法における言語規定をもとに導き出された結論で、独立以降に採択された重要な言語法、特に国家語法や公用語法が参照されていない。そのため、時代区分や、特に「あいまいな言語政策」というラベリングの妥当性に疑問が残る。

また、言語法の改正や新国家語法の採択については、各種メディアでも取り上げられているが、特定の領域における国家語使用の義務化や、特定の職業に対する国家語習得義務、またロシアの反応などがクローズアップされる傾向にあり（例えば Azattyk, 2023c など）、これまでの言語政策の歴史を踏まえた上での評価が不足している。

以上を踏まえた上で、本稿では、2009年～2023年の国家語と公用語に関する言語政策の特徴を明らかにすることを目的とする。具体的には、以下の3つの研究課題を設定する。

- ①国家語概念（国家語の定義や機能、使用される領域など）に変化は見られるか。
- ②国家語と公用語の棲み分けに変化は見られるか。
- ③1989年以降の言語政策の展開を踏まえた上での、2009年以降の言語法の改正や2023年国家語法の特徴はどのようなものか。

主な研究方法は、言語法（言語に特化した法令、憲法における言語規定、その他の法令にお

ける言語規定)の分析である。キルギス共和国においては、法令は国家語と公用語の両方で策定されるが、本研究では主にロシア語版を用いる¹⁾。本文中に引用するテキストは、特にことわりのない限り筆者によるロシア語からの抄訳である。ただし、重要な概念についてはキルギス語版も参照し、相違点が無いか確認する。その他、言語関連の政策文書も参照する。また本稿では、言語政策を論じる上での重要な背景として、2022年に実施された国勢調査のデータをもとにキルギス共和国の言語状況の一端を明らかにする。その際には、主に2009年実施の国勢調査のデータと比較し、この間に生じた変化を明らかにする。

各章の構成は以下のとおりである。第2章では、国勢調査のデータに基づいて言語状況を概観する。第3章では、まず1989年～2009年の言語政策について先行研究をもとに整理する。その上で、2009年以降の言語法の改正を3つの研究課題に沿って検討する。第4章では2023年国家語法に焦点をあて、研究課題に沿って分析する。最後に第5章でまとめと考察を行う。

2. 2022年国勢調査にみる言語状況

本章では、2022年実施の国勢調査の結果をもとに、過去の国勢調査のデータとも比較しながら、キルギス共和国の多民族・多言語状況を概観する。本章で用いるデータは、キルギス共和国統計委員会（2023b）およびキルギス共和国統計委員会公式HPに記載のものを、筆者が独自に再構成・再計算したものである。

2.1 民族別人口と調査票の概要

以下の表1は、1999年～2022年の民族別人口の推移をまとめたものである。

表1 民族別人口（1999年～2022年）

民族名	1999		2009		2022	
	人数 (人)	全人口比 (%)	人数 (人)	全人口比 (%)	人数 (人)	全人口比 (%)
キルギス	3,128,147	64.86	3,804,788	70.95	5,379,020	77.55
ウズベク	664,950	13.79	768,405	14.33	986,881	14.23
ロシア	603,201	12.51	419,583	7.82	282,777	4.08
ドゥンガン	51,766	1.07	58,409	1.09	66,525	0.96
タジク	42,636	0.88	46,105	0.86	59,895	0.86
その他	332,238	6.89	265,503	4.95	161,058	2.32
合計	4,822,938	100.00	5,362,793	100.00	6,936,156	100.00

キルギス共和国統計委員会 (2023b, p.90) は、キルギス共和国が古来より多民族国家として成り立ってきたことを強調した上で、2022年国勢調査の結果によると100以上の民族集団が居住していることを指摘している。だが表1からは、基幹民族であるキルギス人の割合が年々増加していることが読み取れる。一方で、第2の民族であるウズベク人を除く民族、特にロシア人やその他のマイノリティ民族の減少が特徴的である。

2022年国勢調査における言語に関する質問は以下の通りである。すなわち、(1) あなたの母語、(2) (7歳以上対象) キルギス語ができますか? (選択肢は1:自由に、2:上手に、3:十分に、4:下手、5:できない)、(3) (7歳以上対象) ロシア語ができますか? (選択肢は1:自由に、2:上手に、3:十分に、4:下手、5:できない)、(4) 母語以外に自由に操ることができる言語、(5) (18歳以上対象) 手話ができますか? の5つである (キルギス共和国統計委員会, 2023a, pp.181-183)。2009年国勢調査の調査票 (キルギス共和国統計委員会, 2010, pp.406-411) と比較すると、キルギス語およびロシア語の能力を具体的に問う質問と、手話についての質問が新たに導入されていることが特徴的である。

2.2 母語

以下の表2は母語の習得状況 (質問 (1)) を、民族別に整理したものである。

表2 民族別母語

民族名	民族人口 (人)	キルギス語 = 母語		ロシア語 = 母語		自民族語 = 母語	
		人数 (人)	対民族人口比 (%)	人数 (人)	対民族人口比 (%)	人数 (人)	対民族人口比 (%)
キルギス	5,379,020	5,360,056	99.65	9,332	0.17	5,360,056	99.65
ウズベク	986,881	113,385	11.49	3,430	0.35	868,730	88.03
ロシア	282,777	16,293	5.76	265,460	93.88	265,460	93.88
ドゥンガン	66,525	1,818	2.73	2,329	3.50	61,881	93.02
タジク	59,895	4,013	6.70	588	0.98	53,424	89.20
その他	161,058	31,603	19.62	23,491	14.59	90,699	56.31
合計	6,936,156	5,527,168	79.69	304,630	4.39	6,700,250	96.60

まず、基幹民族であるキルギス人がキルギス語を母語とする割合は99.65%であり、2009年 (99.86%) からほとんど変化していない。

一方、マイノリティ民族が自民族語を母語とする割合の減少が顕著で、特にロシア人とウズベク人が目立つ。ロシア人でロシア語を母語とする割合は、2009年の99.87%から93.88%に減少した。ウズベク人でウズベク語を母語とする割合についても、2009年の98.60%から88.03%への減少である。その代わりに、両者ともキルギス語を母語とする割合が増加している。ウ

ズバク人のキルギス語母語率は、2009年の0.82%から11.49%への増加である。一方、ロシア語母語率はほぼ変化していない（2009年：0.49%、2022年：0.35%）。ロシア人のキルギス語母語率は、2009年の0.08%から5.76%への増加である。

2.3 第二言語

以下の表3は、「母語以外に自由に操ることができる言語」（質問（4）、以下「第二言語」とする）の習得状況を、言語・民族別に整理したものである。

表3 第二言語

民族名	民族人口	第二言語ができる人		キルギス語 = 第二言語		ロシア語 = 第二言語	
		人数 (人)	対民族人口比 (%)	人数 (人)	対民族人口比 (%)	人数 (人)	対民族人口比 (%)
キルギス	5,379,020	3,119,444	57.99	9,288	0.17	2,842,315	52.84
ウズベク	986,881	524,136	53.11	375,656	38.06	109,191	11.06
ロシア	282,777	61,460	21.73	24,741	8.75	15,282	5.40
ドゥンガン	66,525	47,759	71.79	5,796	8.71	40,542	60.94
タジク	59,895	49,522	82.68	30,484	50.90	4,758	7.94
その他	161,058	118,495	73.57	45,789	28.43	52,420	32.55
合計	6,936,156	3,920,816	56.53	491,754	7.09	3,064,508	44.18

まず、ロシア人の第二言語習得率の増加が指摘できる（2009年：7.99%、2022年：21.73%）。2009年には、他の民族と比べて、ソ連時代のマジョリティ民族であるロシア人の第二言語の習得率の低さが突出していた。2022年においても他のマイノリティ民族と比較すると低いが、大きな変化が生じていることが分かる。ウズベク人の第二言語習得率はあまり変化していない（2009年：54.65%、2022年：53.11%）。

注目すべきは、その一方で基幹民族であるキルギス人の第二言語習得率が上昇していることである。2009年は47.65%だったが、2022年は57.99%となっている。基幹民族としてみますます優勢になりつつある中で、単一言語話者化せず、第二言語の習得率が向上している事実は特筆に値する。

2.4 キルギス語とロシア語の運用能力

以下の表4、5は、それぞれキルギス語（質問（2））とロシア語（質問（3））の運用能力をまとめたものである。

表4 キルギス語の運用能力 (7歳以上)

		自由に	上手に	十分に	下手	できない	合計
キルギス共和国 全体	人数 (人)	4,393,470	637,685	300,387	222,020	253,926	5,807,488
	割合 (%)	75.65	10.98	5.17	3.82	4.37	100.00
		自由に+上手に	86.63		下手+できない	8.20	
ビシュケク市	人数 (人)	843,071	33,597	29,299	38,791	66,990	1,011,748
	割合 (%)	83.33	3.32	2.90	3.83	6.62	100.00
		自由に+上手に	86.65		下手+できない	10.46	

表5 ロシア語の運用能力 (7歳以上)

		自由に	上手に	十分に	下手	できない	合計
キルギス共和国 全体	人数 (人)	2,202,455	1,448,956	1,112,431	526,169	517,477	5,807,488
	割合 (%)	37.92	24.95	19.16	9.06	8.91	100.00
		自由に+上手に	62.87		下手+できない	17.97	
ビシュケク市	人数 (人)	827,188	109,077	50,115	16,045	9,323	1,011,748
	割合 (%)	81.76	10.78	4.95	1.59	0.92	100.00
		自由に+上手に	92.54		下手+できない	2.51	

共和国全体でキルギス語が「自由に・上手に」できる人は合計で86.63%、「下手・できない」人は8.20%である。首都ビシュケクでは、それぞれ86.65%、10.46%であり、共和国全体と比べてもあまり変化がない。

一方でロシア語については、共和国全体で「自由に・上手に」できる人の合計は62.87%、「下手・できない」人は17.97%である。首都ビシュケクでは、それぞれ92.54%、2.51%であり、共和国全体と比較すると大きく異なることが特徴的である。この結果は、国家機関や教育機関が集中する首都において、特にロシア語が広く通用する現状を反映しているといえる。

2.5 小括

キルギス共和国は100以上の民族が居住する多民族国家だが、近年は基幹民族であるキルギス人の割合が増加している。国勢調査の結果は、回答者の自己申告に基づくものであり、読み解く際には十分な注意が必要である。だが本章における分析では、過去のデータとも比較することによって、特に2009年以降生じた重要な変化が明らかになった。

それは、マイノリティ民族のキルギス語母語率の増加と、基幹民族であるキルギス人の第二言語習得率の向上が同時に生じているという事実である。また、共和国全体と比較した、首都

ビシュケクの言語状況の特徴も明らかになった。

3. 2009年以降の言語政策

本章では、まず3.1で1989年～2009年の言語政策について先行研究をもとに整理する。その上で、3.2では2009年以降の言語政策として憲法および2004年国家語法の改正を取り上げ、3つの研究課題に沿って検討する。最後に3.3で本章の議論をまとめる。

3.1 1989年～2009年の言語政策

キルギス共和国では、国家語の絶対的優位のもとでの公的な二言語主義が成立している（第1章参照）。本節では再び小田桐（2015）に依拠しながら、1989年～2009年の言語政策の歴史を概観する。

ソ連末期には、ロシア語が「公」の領域で広く機能していたのに対し、キルギス語の使用範囲は「私」の領域に限られていた。そのような状況の中、1989年に言語法が成立し、キルギス語が国家語として制定された。当時は、「国家語」といってもあくまでソ連という枠組みの中で成立したものであり、キルギス語を母語とするキルギス人の権利の保障という意味合いが強かった。だが1991年に独立を迎え、年月が経過するとともに、国家語であるキルギス語はキルギス人の民族語にとどまらず、より国家権力や国民と結び付けられるようになった。例えば、2004年国家語法では民族間交流語としても位置づけられるようになった。それまで民族間交流語という呼称は、主にロシア語のみに使用された表現だった。さらに本法では、国家・社会活動のあらゆる領域で用いられる言語として、国家語が使用される領域が具体的に明文化されている。だが、それらの領域において実際はロシア語の方が優勢である場合も多く、キルギス語の法的地位と事実上の地位の間には乖離があった。

ロシア語については、独立当初は公用語の地位を有していなかった。だが、ロシア人を含むロシア語系住民の流出が社会問題化し、1994年の大統領令によって、ある特定の地域・集団・領域においてロシア語が公用語として使用されることが認められた。その後2000年には公用語法が成立し、2001年の憲法改正時にはロシア語の公用語としての地位が憲法上でも規定された。以来、同国では国家語の絶対的優位のもとでの公的な二言語主義が維持されている。

3.2 2009年～2023年の言語政策：憲法および2004年国家語法の改正

3.2.1 憲法における国家語・公用語規定

2009年以降、3回に渡る憲法改正・新憲法の成立があったが、国家語＝キルギス語、公用語＝ロシア語という規定があること、そして国家語と公用語の定義について憲法には具体的な記述が無い、という点に変化は見られなかった（キルギス共和国憲法，2010；2016；2021）。それ

は、2001年にロシア語の公用語としての地位が憲法に明記されて以来の時期を含めても同様である(キルギス共和国憲法, 2001; 2003; 2006; 2007a; 2007b)。

ただし、2021年憲法では「国家語使用に関する規則は、憲法法律によって定められる」(第13条)という新たな記述が加わった。「憲法法律」という概念自体は、独立後初の1993年憲法にも記述が見られ、国民投票や国会議員選挙など、国家にとって特に重要で憲法に直接関連する事項を定める場合に用いられていた。それが、2021年の憲法改正時に、国家語に関しても憲法法律によって定められる旨明記されたのである。それが第4章で検討する新国家語法の成立へとつながっていく。

3.2.2 2004年国家語法の改正①：公用語との棲み分け

2004年国家語法は、成立以降5回に渡って改正されている(2004年国家語法, 2009; 2010; 2011; 2013; 2015)。これらの改正内容を検討した結果、国家語の定義や機能を変更するような改正は見られなかった。

本稿の研究課題に関連する改正として挙げられるのは、第一に、公用語との棲み分けに関する変化である。

まず2009年の改正では、商品等に関する情報(ラベルや説明書等)の言語について規定する第29条が改正された。改正前の本条のポイントは、商品等に関する情報は「(1) 国家語によるが、必要な場合は公用語による。(2) 外国語による情報は国家語または公用語に翻訳する」というものであった。つまり、場合によっては公用語が単独で使用される可能性が想定されていた。それが改正後は以下の通り変更された。「(1) 国家語および公用語の両方による。必要な場合は外国語も併用。(2) 外国語による情報は国家語および公用語に翻訳する。」このように、公用語が単独で使用される可能性、すなわち国家語による情報が欠如する可能性が排除されたのである。

次に、2013年には国家語法および公用語法の両方が改正され、法令の採択にあたって、特定の条件を満たす場合は国家語の単独使用が認められる旨、以下のとおり明記された。「地方自治体の代表機関による法令の採択を、国家語のみで行うことが、以下の条件を満たす場合は認められる。当該領域において、国家語が堪能である者が多数を占めており、その地方自治体の代表機関による、しかるべき決定がある場合(国家語法第10条、公用語法第7条)。」このように、あくまで地方自治体レベルではあるが、法令の採択は二言語で行われるという原則が崩れたのである。

国家語法では、同時に「キルギス共和国の法令は国家語と公用語で採択される」ことが改めて強調され、共和国レベルでは公的な二言語主義という原則に変わりない。だが、社会の側からは公用語の使用領域の縮小と受け止められた。例えば、国内のロシア人関係団体からは、この改正が「憲法違反である」という強い反発があった(Vechernii Bishkek, 2013)。

3.2.3 2004年国家語法の改正②：領域の具体化・習得義務の拡大

本稿の研究課題に関連する改正の第二点目は、領域の具体化および習得義務の拡大である。

まず2010年の改正では、対外関係における国家語使用を定める第12条が変更された。改正前は、「諸外国との公的関係（面会、会談、文書の策定や批准）において、キルギス共和国側によっては国家語が使用される」と規定されていた。本改正によりこの第12条は削除され、新たに第7-1章「諸外国および国際機関との公的関係における国家語の使用」として第29-1条が導入された。その概要は以下のとおりである。「(1) 大使館、領事館、国際機関におけるキルギス共和国代表の活動は、原則として国家語によって行われる。(2) 諸外国および国際機関との公的関係において、キルギス共和国側によっては原則として国家語が使用される。」このように、対外関係において基本的に国家語が使用されるという原則に変化は無いが、「大使館、領事館、国際機関におけるキルギス共和国代表の活動」という領域が新たに明示され、具体化されたといえる。

次に2015年の改正では、特定の職業に対する国家語の習得義務を定める第8条に、以下の記述が新たに加わった。「国家機関や地方自治体機関のその他の公務員について、同様の基準を定めることが可能である。」このように、習得義務の対象となる新たな職種が追加されたわけではないが、今後、他の職種や役職に対する習得義務の拡大を想定したものであるといえる。実際、第4章で論じるように、2023年の新国家語法では習得義務に関する規定が大幅に拡大された。

3.3 小括

以上のとおり、本章では2009年以降の言語政策を検討した。この間、度重なる憲法や言語法の改正を経ても、ロシア語の公用語としての地位は維持されてきた。だが、国家語と公用語の棲み分け、そして領域の具体化および習得義務の拡大という観点から変化が見られた。前者は、国家語による情報が欠如する可能性の排除、また特定の条件下で国家語が単独で使用されることの容認である。後者については、国家語が使用されるべき領域がさらに具体化され、将来的な国家語の習得義務の拡大が予見されるような改正も見られた。

4. 2023年国家語法

本章では2023年に成立した新国家語法に焦点をあてる。まず4.1で当該法採択の背景や概要を整理した後、4.2～4.4の各節では研究課題①～③に沿って検討する。最後に4.5で新国家語法への反応を取り上げた上で、4.6で本章の議論をまとめる。

4.1 背景と概要

2023年国家語法の法案は、「国家語委員会」²⁾および内閣の主導で策定された（Azattyk, 2023a;

Daryo, 2023)。2023年5月31日にキルギス共和国議会在第三読会で採択し、その後大統領が7月17日に署名し、発効したものである。

新国家語法成立の背景として、キルギス語が国家語として定められた1989年以降、キルギス語を普及させるための様々な試みを実施されてきたが、満足のいく結果が得られていないという認識や不満が常にあったことが指摘できる。例えば、2014年に策定された「国家語の発展および言語政策の改善のための国家プログラム」(2014年～2020年プログラム, 2014)では、これまでの言語政策について以下のように評価されている。

独立以降行われてきた、国家語の支援のための積極的な努力にもかかわらず、現在キルギス語の使用領域拡大について根本的な変化は見られない。第一に、国家行政、事務、専門的なコミュニケーション、さらに高等教育システムにおいてである。(中略)現在、中等・高等専門教育、科学、マスメディア、インターネット、ビジネスおよび国際コミュニケーション、そして行政においては、ロシア語が優勢である。

その後2020年に策定された後継プログラム(2021年～2025年プログラム, 2020)でも、同様の認識が示され、「社会生活の重要な領域(初等・中等・高等教育、国家行政、司法制度、経済、商業、保健、文化、デジタル化など)において、国家語の広い使用が完全には実現されていない」と述べられている。以上のような現状認識が、新国家語法の策定へとつながっていく。

新国家語法の特徴として、まず本法が「憲法的法律(キ: конституциялык мыйзам, ロ: конституционный закон)」として成立し、従来の国家語法(「法律(キ: мыйзам, ロ: закон)」)と比較して法体系の中での位置付けが上昇したことが指摘できる。第3章で指摘したとおり、2021年の憲法改正では「国家語使用に関する規則は、憲法法律によって定められる」という記述が加わったが、それに基づいて憲法法律として成立したと考えられる。

また、2004年国家語法と比べて、条文テキストの分量が大幅に増加していることも指摘できる。キルギス共和国法務省HPからダウンロード可能なWord形式のファイルは18ページ、単語数は4366語である。同じ形式のファイルで、2004年(2015年改正版)は8ページ、1839語であり、2倍以上の増加である。章・条文数についても、2004年(2015年改正版)の全9章・37条と比べて増加しており、構成は以下のとおりである。「第1章: 総則(第1～4条)、第2～10章: 特定の領域における国家語使用(第5～31条)、第11章: 国家語習得義務(第32～33条)、第12章: 国家語の保護(第34～36条)、第13章: 国家語および言語政策に関する国家機関、術語および固有名詞委員会、国家語発展の保障に関する業務を遂行する職員の権限(第37～39条)、第14章: 最終条項(第40条)」

4.2 国家語の定義

国家語を定義する第1条の概要は以下のとおりである。「(1) 国家語としてのキルギス語の地位は、本法およびその他の法令によって定められた全ての領域における使用の義務を保障するものである。(2) 国家語は民族間交流語であり、キルギス共和国の全ての民族を団結させ、民族間の相互理解や結びつきの強化を促進する。」

この第1条に加えて、第2～10章では国家語が使用されるべき様々な領域について規定されている。このように、国家語は民族間交流語であるとともに、国家・社会活動のあらゆる領域で使用される言語として位置づけられている。以上の点については、2004年国家語法から変化は見られない。だが注目すべきは、2023年国家語法では、国家の基盤など国家語の象徴的な意義を強調する記述が見られず、より実務的な側面や、使用・習得義務が重視されていることである。実際、本法の前文でも、本法制定の趣旨・目的の1つとして「国家語発展のための条件整備にあたっての、国家機関や地方自治体機関の義務についての法的基盤を定めること」が挙げられている。

ただし、2021～2025年プログラム（2020）では、「キルギス語は国家および国民統合の基盤であり、国家アイデンティティの象徴の1つである」こと、そして「国家語は国民の結束を強化および国家の安定を保障する重要な要素である」と述べられており、言語政策において国家語であるキルギス語の象徴的な意義が軽視されるようになった訳では決してない。

4.3 国家語と公用語の棲み分け

第2条では、ロシア語が公用語であることが明記されているが、「公用語は、キルギス共和国の法によって定められた規則に基づいて使用される」旨述べられている。つまり、公用語の使用については原則として2000年公用語法で規定するということであり、当該法は2023年国家語法成立後も効力を有している。

一方で、2023年国家語法における国家語使用の領域に関する部分では、公用語の使用についても規定する条文が数多くあり、公用語に関する言及も合計で約40回に及ぶ。国家語と公用語の棲み分けが示されている部分については、(1) 国家語と公用語の併用が想定される場合、(2) 併用にあたっての上下関係が明示されている場合、(3) 国家語または公用語のいずれかでよい場合、(4) 国家語の単独使用の容認が強調されている場合、そして(5) 原則として国家語を使用するが公用語の使用も認められる場合の5つに分類される。以下の各小節では、それぞれの場合について概説する。

4.3.1 国家語と公用語の併用が想定される場合

以下の各条が示す領域では、「国家語および公用語で」と述べられ、両言語が併用されることが前提になっている。すなわち公的な二言語主義が表明されている部分である。以下、該当す

る条文の概要をまとめる。第6条：選挙や国民投票の投票用紙、選挙運動用の資料、第10条：キルギス共和国の法令、第11条：国営および非国営の企業、機関、組織の名称、第14条：商品やサービスに関する情報（ラベルや取扱説明書など）、第15条：公証業務、第18条：学位取得のための公開審査、第20条：テレビ・ラジオ放送、第22条：新聞・雑誌、第26条：広告、第27条：交通サービス、第28条：消費者サービス、第30条：スポーツ（競技中のアナウンスなど）

4.3.2 併用にあたっての上下関係の明示

以上の国家語と公用語の併用が想定される領域において、両言語の上下関係が示されている場合もある。例えば、テキストの分量や順番、国家語が原本であること、公用語は国家語による内容の翻訳・繰り返しである旨の記述である。以下、該当する条文の概要をまとめる。第6条：選挙・国民投票関係の文書は国家語で作成される。必要な場合には公用語への翻訳が認められる。第10条：公文書や法令は国家語版が原本である。国家機関や地方自治体機関の公文書は国家語で作成される。法律で規定されている場合においては、公用語に翻訳され、二言語で公布される。第11条：公印や看板に記載する国営および非国営の企業、機関、組織の名称は、国家語によるものを左または上に掲載する。公用語または他の言語によるテキストの文字の大きさは、国家語によるものより小さくなければならない。第20・21条：テレビ・ラジオ放送は、60%以上を国家語で行わなければならない³⁾。第26条：広告（ポスター、看板、電光掲示板など）は、まず国家語で作成され、その後公用語で作成される。公用語によるテキストの文字の大きさは、国家語によるものより小さくなければならない。第27条：公共交通機関におけるアナウンスや掲示などは、国家語で提供され、公用語でも繰り返すことが認められる。第28条：消費者にサービスを提供する企業・団体等は、サービスや情報を国家語で提供する。国家語に加えて、公用語でも情報を繰り返すことが認められる。第31条：公示は、まず国家語で作成され、その後公用語で作成される。

以上の4.3.1および4.3.2は、両言語の併用が前提になっている領域である。一方、以下の4.3.3はいずれかの言語の単独使用が許容される場合である。

4.3.3 国家語または公用語のいずれかでよい場合

国家語または公用語のいずれかでよい場合、すなわち公用語の単独使用の容認が明確に読み取れるのは第10条のみである。「国民は国家機関や地方自治体機関に国家語または公用語で相談・請願する権利がある。それに対する回答は国民による相談・請願と同じ言語で行われる。」このように、国家語ができない国民が公用語によって行政サービスを受けることが想定されている。

4.3.4 国家語の単独使用が容認される場合

以上の4.3.1～4.3.3で取り上げた領域以外については、原則として国家語が用いられるというスタンスが読み取れる。例えば、第5条では「国家機関や地方自治体、国営の企業・機関・組織の作業言語は国家語である」と述べられている。さらに、以下の第10条は、特に国家語の単独使用が認められる場合があることを強調しており、これは2004年国家語法に対する2013年の改正内容を踏襲したものである（第3章参照）。「地方自治体の代表機関による法令の採択を、国家語のみで行うことが、以下の条件を満たす場合は認められる。当該領域において、国家語が堪能である者が多数を占めており、その地方自治体の代表機関による、しかるべき決定がある場合。」このように、特に国家語の単独使用が認められる場合を強調しているのは、この第10条のみである。

4.3.5 原則として国家語が使用されるが、公用語の使用も認められる場合

以下の領域については、「国家語が使用される」と規定されつつも、「法令（2023年国家語法またはその他の関連法令）で規定されている場合や、必要がある場合は、公用語の使用が認められる」旨述べられている。第5条：非政府組織の業務、第7条：訴訟手続き、第9条：外交・領事機関や、国際機関におけるキルギス共和国代表部の活動、外国や国際機関と共同で開催される公的行事、第10条：国家機関、地方自治体機関、その他の機関や企業、団体における事務業務や文書のやり取り、第25条：公的行事、第29条：郵便や電報のやり取り、第30条：スポーツ関係の行事

4.4 新国家語法の特徴

4.4.1 国家語が使用される領域の大幅な具体化

本法の大部分である第2～10章では、国家語が使用されるべき領域が以下のとおり具体的に示されている。第2章：国家機関、地方自治体機関等における国家語使用（第5～10条）、第3章：名称や名前における国家語使用（第11～14条）、第4章：公証業務および国家が定める様式に基づく文書の策定における国家語使用（第15～16条）、第5章：教育・科学領域における国家語使用（第17～18条）、第6章：文化領域における国家語使用（第19条）、第7章：マスメディアにおける国家語使用（第20～22条）、第8章：出版、ユーザーインターフェース、公共の行事における国家語使用（第23～25条）、第9章：広告、交通、消費者サービスの領域における国家語使用（第26～28条）、第10章：その他の公共の領域における国家語使用（第29～31条）

1989年国家語法以降、国家語が「国家・社会活動の全ての領域で機能する言語」であるという理解に変化はないが、2023年国家語法では領域名が極めて具体的に示されているのが特徴である。例えば、2004年国家語法では、マスメディアは教育・科学・文化領域の中にまとめられ

ていたが、2023年国家語法では別立てになっている。2004年にはスポーツに関する特別な言及は見られなかったが、2023年国家語法ではスポーツにおける国家語使用を定める条文（第30条）が設けられ、スポーツ関係行事での競技中のアナウンスに使用する言語や、入場券などについても規定されている。

4.4.2 国家語習得義務の大幅な拡大

2004年国家語法（2015年改正版）では、国家語の習得義務が課される職種として、大統領、共和国議会議長、首相、最高裁判所長官、最高裁判所憲法部長官、国家公務員の6つが挙げられていた。2023年国家語法では、その職種が大幅に拡大している。第11章「国家語習得義務」では、国家語を習得し、職務遂行にあたって国家語を使用しなければならない者として、以下の13の職種が挙げられている⁴⁾。(1) 国家公務員、地方公務員、(2) 国会議員、地方議会議員、(3) 国立銀行職員、(4)、(5) 内務機関及びその他の法執行機関の幹部や構成員、(6) 裁判官、(7) 検察官、(8) 弁護士、(9) 公証人、(10) 教育機関の長、職員、(11) 一部の例外を除く、教育・学術関係者、(12) 国・地方自治体の医療機関の医療従事者、(13) その他、国家または地方自治体が運営する組織の職員。

なお、2023年国家語法では違反や不遵守に対する責任（第35条：国家機関や地方自治体機関、その他の組織の長、そして法人や自然人は、国家語に関する法令の違反と不遵守に対して責任を負う）について述べられているが、具体的な制裁や罰則等を定める規定は無く、曖昧なままである。国家語習得の義務化や、言語法の違反に対する制裁・罰則をめぐる問題については、特に社会の関心も高い。小田桐（2015）によると、過去の国家語法の採択・改正において、特定の職業に対する義務化そのものに対して反対意見が寄せられたことや、国家公務員の採用条件として国家語の能力を要求する法案が実現しなかったことがあった。2023年国家語法にはかなり踏み込んだ規定が盛り込まれているとはいえ、具体的な制裁や罰則に関しては曖昧なままになっているのは、過去のそういった経緯を反映していると考えられる。

4.4.3 言語政策における言語的側面の重視

1989年国家語法は、主にキルギス語の国家語としての地位を定めるもので、キルギス語そのもの、例えばアルファベットや正書法等を定める取り組みに関する具体的な記述は見られなかった（小田桐，2015，p.123）。2004年国家語法も同様で、標準キルギス語の規範の遵守に関してごくわずかな記述⁵⁾があったのみである。だが2023年国家語法は、標準キルギス語の規範の制定や遵守等、言語政策における言語的な側面にも踏み込んだ記述が見られる。以下、該当する条文の概要をまとめる。第1条：国家語が使用される全ての領域においては、標準キルギス語の正音法、正書法、文体、文法上の規範が遵守される。標準キルギス語のアルファベットおよび正音法・正書法の規則は、キルギス共和国議会によって承認される。第16条：国家が定め

る様式にもとづく文書（身分証明書など）の作成は、国家語で行われる。その際、キルギス語の正書法の規範を遵守する。第 21 条：国家語を用いる全てのマスメディアは、標準キルギス語の規範を遵守しなければならない。第 26 条：国家語で用意された広告のテキストは、国家語及び言語政策に関して権限を与えられた国家機関の承認を得なければならない。広告のテキスト（書かれたものおよび口頭によるもの）は、標準キルギス語の規範（正音法、正書法の規則）を遵守しなければならない。第 39 条：国家語の発展を保障する活動を行う職員は、国家語による文書のテキストを編集し、キルギス語の正書法規則と一致しているかチェックを行う。

4.4.4 言語政策関連機関の権限の明確化

言語政策関連機関の権限が明確に述べられているのも、2023 年国家語法の大きな特徴である。第 13 章では、国家語及び言語政策に関する国家機関、術語および固有名詞委員会、国家語発展の保障に関する業務を遂行する職員の権限が、第 37～39 条においてそれぞれ定められている。

その代表が、「国家語の番人」（小田桐，2015）である国家語委員会である。第 37 条では、該当する機関の業務として、国家語に関する法令が遵守されているかモニタリングやチェックを行う旨明記されている。国家語委員会は、1998 年の設置以来、すでにこのような活動を行ってきたが、それが明確な法的根拠を得たことになる。同委員会は、近年、公式 HP や Facebook ページ等でその活動内容について活発に発信している（国家語委員会公式 Facebook ページ；国家語委員会公式 HP）。例えば、ビシュケク市内に設置された看板・広告が基準を満たしているか、抜き打ち検査を実施する様子などが紹介されている⁶⁾。

4.5 新国家語法への反応

本法の成立にあたっては、社会の側からどのような反応が見られただろうか。第 1 条では、「国家語の使用が義務であるということが、他の民族が母語を使用する権利の否定や縮小として解釈されてはならない」と述べられている。だが、国家語習得義務の大幅な拡大等、かなり踏み込んだ規定には、懸念や反発が表明されることもあった。

例えば、法案の検討段階では、公用語の使用範囲の削減につながる可能性を懸念し、キルギス国内の一部の社会团体や学術関係団体、マスコミが、共同で大統領宛の声明を発表した（Vechernii Bishkek, 2023）。また、ロシアからの直接的な反応も見られた。法案が議会で承認されたことを受けたマスコミからの質問に対して、ロシア外務省報道官は、「キルギス語ができない国民にとって困難をもたらしかねない」という懸念や、「バランスのとれた言語政策が実施」されることへの期待を表明するコメントをしている（Azattyk, 2023b; ロシア外務省, 2023）。

4.6 小括

以上のとおり、本章では 2023 年国家語法を取り上げ、研究課題に沿って検討した。本法は従

来の国家語法とは異なり、「憲法法律」として成立し、章・条文数やテキストの分量も大幅に増加した。国家語の定義については、2004年国家語法から変化は見られないが、国家語の象徴的な意義を強調する記述が見られず、より実務的な側面や、使用・習得義務が重視されている。公用語の使用については原則として公用語法で定めることが想定されているが、本法においても具体的な規定が見られた。多くの領域で国家語と公用語が併用されることが想定されつつも、上下関係が明示され、国家語の優位が強調されている。過去の言語政策の展開も踏まえた上で、本法の特徴としては、国家語が使用される領域の具体化および習得義務の拡大、言語政策における言語的側面の重視、言語政策関連機関の権限の明記が挙げられる。

5. おわりに

本稿では、キルギス共和国における2009年～2023年の国家語と公用語に関する言語政策の特徴を明らかにすることを目的にした。その結果について、第1章で設定した3つの研究課題に沿ってまとめる。

①国家語概念（国家語の定義や機能、使用される領域など）に変化は見られるか。

キルギス語が国家語として定められた1989年、そしてソ連崩壊以降の国家建設の過程では、「国家語とは何か」という模索があり、2004年国家語法では「民族間交流語としての国家語」という新たなコンセプトが登場した。だが、2023年国家語法ではそのような根本的な変化は見られず、キルギス語の象徴的な意義よりも、実務的な側面や使用・習得義務が強調された。キルギス共和国における国家語概念、すなわち国家・社会活動の全ての領域で使われる言語であり、民族間交流語でもある、というコンセプトは2009年以前に完成し、現在はそれを実現・具体化する段階に入ったと考えられる。

②国家語と公用語の棲み分けに変化は見られるか。

本稿が対象とした2009年～2023年の間には、度重なる言語法の改正や新言語法の成立が見られたが、国家語＝キルギス語、公用語＝ロシア語という規定に変化は見られなかった。2023年国家語法では、かなり踏み込んだ規定が設けられているとはいえ、多くの領域において国家語と公用語の併用が前提とされており、現在もなお公的な二言語主義が維持されている。だが、改正後および新たな言語法では、特定の領域において公用語が単独で使用される可能性が排除されたり、逆に国家語が単独で使用される可能性が強調されたりもした。そういった試みは、必ずしもロシア語の縮小や廃止を意図したものではなく、どちらかという特定の領域において国家語が使用されない可能性を極力排除し、かつ国家語の優位を確実なものにするという目的に基づくと考えられるが、社会の側からはロシア語の縮小と受け止められることもあった。

③1989年以降の言語政策の展開を踏まえた上で、2009年以降の言語法の改正や2023年国家語法の特徴はどのようなものか。

研究課題①について明らかにしたとおり、国家語概念は2009年以前に完成し、それ以降はそのコンセプトを実現・具体化する段階に入ったと考えられる。2009年以降の言語政策において、その試みは、領域の具体化および習得義務の拡大という形で実現されてきた。これらの点については、社会の関心も高く、一部のメディアによっても報じられているが、本稿が独自に明らかにした特徴としては、言語的側面の重視と、言語政策関連機関の権限が明記され、それらの活動が法的な根拠を得たことが挙げられる。

以上の研究課題に沿った検討に加え、第2章では、国勢調査のデータに基づいてキルギス共和国の言語状況の一端を明らかにした。その結果、主に2009年～2022年の間に生じた民族構成の変化や、マイノリティ民族によるキルギス語習得率の向上という重要な変化が明らかになった。キルギス語が国家語として制定された1989年当時に比べて、かなり踏み込んだ言語法の規定が受け入れられるようになってきているのは、こういった多民族・多言語状況に関する変化も反映していると考えられる。また、こういった変化自体も、部分的にはこれまでの言語政策の結果を反映していると考えられ、また今後の言語政策へと影響を与えていくだろう。

では、このまま基幹民族であるキルギス人の割合が増加し続け、マイノリティのキルギス語習得率がさらに向上する場合、現在の公的な二言語主義は廃止され、国家語＝キルギス語の単一言語主義へと移行していくのだろうか。第2章の分析の結果、キルギス人が基幹民族としてますます優勢になりつつある中で、単一言語話者化せず、第二言語の習得率が向上しているという興味深い現象が明らかになった。これは国家語の推進と公用語の維持の両立が実現できる可能性を示していると考えられ、今後の言語政策の展開や言語状況の変化についても引き続き注目していく必要がある。

本研究が対象とした時期には、度重なる言語法の改正や新国家語法の成立など数多くの変化があり、それらを追うだけでも意義があった。だが、議事録を用いた国会における議論の分析や、当初提出された法案が国会での議論や社会の反応を踏まえてどのように変化したか、といった視点からは考察できなかった。キルギス共和国では、言語に関して厳格な規定を設ける法案が提案されても、結局実現しない事例が散見されるため、それらの過程や背景を検討するのは、同国の言語政策を研究する上で非常に意義があると考えられる。

また、言語法の内容を実現するにあたり、特に特定の機関に権限が与えられたことによって、どのように実行されているのか、またそれが人々の生活や言語状況にどのような影響を与えているのかも、今後明らかにすべき重要な課題である。

さらに、本稿では国家語と公用語に焦点をあてたため、マイノリティ言語をめぐる問題については考察できなかった。第2章の議論でも明らかになったとおり、マイノリティ民族の割合や、言語習得状況にも大きな変化が生じており、今後ますます重要なテーマになっていくと思われる。

注

- 1) キルギス語版が原本とされているにもかかわらず、実際にはロシア語版が先に作成され、その後キルギス語に翻訳される場合が多い(小田桐, 2015, p.8) ためである。今後はキルギス語版を先に作成するケースが増えていくと予測されるが、現在も移行期であると考えられる。また、日本語への翻訳にあたっての利便性(辞書等の充実度)も理由である。
- 2) 1998年に設置された、国家語の発展・普及を担う言語政策関連機関。
- 3) 2004年国家語法(第20条)では「半分以上」と規定されていた。
- 4) 2023年国家語法では「大統領」が削除されているが、大統領の国家語習得義務については憲法で規定されている。
- 5) 2004年国家語法(第20条)では、「国家語で機能するすべてのマスメディアは、標準キルギス語の規範を遵守しなければならない」と規定されていた。
- 6) 国家語委員会公式 Facebook ページ掲載の2024年4月19日の記事より。

参考文献

- 1989年国家語法(1989) O gosudarstvennom iazyke KSSR.
- 2000年公用語法(2000) Ob ofitsial'nom iazyke KR.
- 2004年国家語法(2004; 2009; 2010; 2011; 2013; 2015) O gosudarstvennom iazyke KR.
- 2014年~2020年プログラム(2014) Natsional'naia Programma razvitiia gosudarstvennogo iazyka i sovershenstvovaniia iazykovoi politiki v KR na 2014-2020 gody.
- 2021年~2025年プログラム(2020) Programma razvitiia gosudarstvennogo iazyka i sovershenstvovaniia iazykovoi politiki v KR na 2021-2025 gody.
- Azattyk (2023a, May 31) Zhogorku Kenesh odobril zakonoproekt, obiazvvaishchii gossluzhashchikh vladet' kyrgyzskim iazykom. <https://rus.azattyk.org/a/32436839.html> (2024年6月3日最終閲覧)
- _____ (2023b, June 2) MID Rossii otreagirovalo na priniatie zakonoproekta o gosiazkye v Kyrgyzstane. <https://rus.azattyk.org/a/32439736.html> (2024年6月3日最終閲覧)
- _____ (2023c, July 18) V Kyrgyzstane vstupaia v silu novaia redaktsiia zakona "O gosiazkye", obiazvvaishchaia chinovnikov vladet' kyrgyzskim iazykom. <https://rus.azattyk.org/a/32508458.html> (2024年6月3日最終閲覧)
- Daryo (2023, July 19) Sadyr Japarov signs law mandating usage of Kyrgyz language in key sectors. <https://daryo.uz/en/2023/07/19/sadyr-japarov-signs-law-mandating-usage-of-kyrgyz-language-in-key-sectors> (2024年6月3日最終閲覧)
- キルギス共和国憲法(1993; 2001; 2003; 2006; 2007a; 2007b; 2010; 2016; 2021) Konstitutsiia KR.
- キルギス共和国統計委員会公式 HP <https://stat.kg/ru/>
- キルギス共和国統計委員会(2010) *Naselenie Kyrgyzstana: perepis' neseleniia i zhilishchnogo fonda KR 2009 goda. Kniga II (chast' pervaiia)*.
- キルギス共和国統計委員会(2023a) *2022-zhyly Kyrgyz Respublikasynyn el zhana turak zhai fondun kato. I Kitep: Kalktyyn negizgi sotsialdyk-demografiialyk munozdomoloru*.
- キルギス共和国統計委員会(2023b) *Perepis' neseleniia i zhilishchnogo fonda KR 2022 goda: Kniga II (chast' pervaiia) v tablitsakh: Naselenie Kyrgyzstana*.

キルギス共和国法務省公式 HP <https://cbd.minjust.gov.kg/ru>

国家語委員会公式 Facebook ページ <https://www.facebook.com/mamtil.gov.kg>

国家語委員会公式 HP <https://mamtil.gov.kg/ky>

Mambetaliev, A. (2023) Implementation and Impact of Language Policy: The Case of Kyrgyz Students. *Acta Academiae Beregsasiensis, Philologica*, 2 (1), pp.44-75.

小田桐奈美（2015）『ポスト・ソヴィエト時代の「国家語」——国家建設期のキルギス共和国における言語と社会』関西大学出版部

ロシア外務省（2023, June 1）Otvét ofitsial'nogo predstavitelia MID Rossii M. V. Zakharovoi na vopros SMI o priniatii Parlamentom Kirgizii zakonoproekta o gosiazyke. https://www.mid.ru/ru/foreign_policy/news/1873741/（2024年6月3日最終閲覧）

Vechernii Bishkek（2013, March 7）Sovet ROSS obrashchaet vnimanie mirovogo soobshchestva na iazykovuiu diskriminatsiiu KR. https://www.vb.kg/doc/219469_covet_ross_obraeshaet_vnimanie_mirovogo_soobshchestva_na_iazykovyu_diskriminaciu_v_kr.html（2024年6月3日最終閲覧）

_____（2023, March 31）Prezidenta prosiat ne speshit' podpisivat' novyi zakon KR "O gosiazyke". <https://www.vb.kg/428458>（2024年6月3日最終閲覧）

